

# 入札監理小委員会における審議の結果報告

## 国立新美術館管理・運営業務

独立行政法人国立美術館における国立新美術館管理・運営業務については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成25年4月から平成28年3月までの3年間を契約期間として、民間競争入札を実施することとされている。

これに基づき、当該民間競争入札の実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

### 1. 確保すべきサービスの質について

#### 【論点】

- 個別業務の質の設定について、観客へのアンケートの結果により要求水準を設定している4業務（清掃業務、緑地管理業務、運営支援業務、警備業務）以外の業務についても、評価指標・方法を検討してはどうか。（実施要項(案)2～5ページ）

#### 【対応】

- 個別業務のうち、観客へのアンケートの結果により要求水準を設定することに馴染まない業務（統括管理業務、建築設備維持管理業務、講堂・研修室等の管理運営業務、廃棄物処理業務）については、仕様書で定めたとおりの業務の履行を求めるものであるため、美術館が行うモニタリングにより、事業者の業務に対する評価を行うこととした。

### 2. 民間競争入札に参加する者に必要な資格について

#### 【論点】

- 入札参加資格として「同種施設」での業務実績を求めることについて、「同種施設」に関する条件の緩和を検討してはどうか。（実施要項(案)7～8ページ）

#### 【対応】

- 美術館等の「同種施設」での業務実績について、「常時展示を行う施設」以外の施設での業務実績も含めることとした。なお、「延床面積が6,000㎡以上」の条件については、6,000㎡以上の延床面積を持つ首都圏の主な美術館及び博物館が15か所程度あることを確認した上で、当該条件を維持することとした。

### 3. パブリックコメントに出された主な意見と対応について

#### 【主な意見と対応】

- 統括管理業務の業務要員全員に求めることとしていたファシリティマネージャー資格について、統括管理勤務者のうち1名が保有していれば業務上支障がないのではないかとの意見があり、同資格保有者の役割や、建築設備維持管理業務でも同資格保有者の配置を条件としていることを踏まえ、統括管理業務における同資格保有者を「業務要員のうち1名以上」に改めることとした。(実施要項(案)9ページ)
- 建築設備維持管理業務の業務要員について、防災センターにおいて、消防用設備等の監視や操作等に従事する場合は、都条例で防災センター技術講習(2日間の講習)を受けることが義務付けられているため、全員が防災センター要員講習修了者の必要があるのではないかとの意見があり、業務要員全員を講習修了者とする事とした。(実施要項(案)9ページ)

以 上